

お知らせ



大阪市国保被保険者のみなさまへ 令和7年度保健事業のお知らせ

大阪市国保では、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の予防に向け、**40歳以上の方**(年度内に40歳になる方を含む)を対象に、無料で受診できる「特定健診」を実施しています。対象となる方には、4月末頃に緑色の封筒で「受診券」を送付しています。

また、30歳以上の方を対象に「国保人間ドック」を実施しています。

【国保人間ドック健診料】

30～39歳の方: 14,000円
40～74歳の方: 10,000円

- 昭和35年4月～昭和36年3月生まれ
- 昭和40年4月～昭和41年3月生まれ
- 昭和45年4月～昭和46年3月生まれ
- 昭和50年4月～昭和51年3月生まれ
- 昭和55年4月～昭和56年3月生まれ
- 昭和60年4月～昭和61年3月生まれ

無料

*40歳以上の方が国保人間ドックを受診する場合は、特定健診の「受診券」が必要です。

そのほか、18歳以上の方を対象とした「国保プラス健診」を新たに実施します。特定健診の必須項目に胸部エックス線、心電図、貧血、視力、聴力等の項目を追加し、1,800円で受診することができます。

詳しくは「受診券」に同封の「国保健診ガイド」(各区役所の窓口でも配布しています)、または大阪市ホームページをご覧ください。ご自身の健康管理のため、年度に1回健診を受けましょう。



問合せ 区 窓口サービス課(保険年金:保険)

☎ 6647-9956 ☎ 6633-8270

※月～木、第4日:9時～17時30分 金:9時～19時

健診内容・健診場所について

区 保健福祉課(保健)

☎ 6647-9882 ☎ 6644-1937

※平日:9時～17時30分

国保人間ドックなどその他保健事業について

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課(保健事業)

☎ 6208-9876

※平日:9時～17時30分

区役所での 人権相談について

無料 申込不要

人権擁護委員による特設人権相談所を開設します。悩みごと・困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

日時 5月16日(金) 13時30分～16時

場所 区役所6階 601会議室

その他 秘密厳守



問合せ 大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会

☎ 6942-1196 ☎ 6942-1627

市税の納期限のお知らせ

軽自動車税(種別割)の納期限は、6月2日(月)です。身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者などの方で軽自動車税(種別割)の免除の申請をされる場合は、納期限までに市税事務所で手続きを行ってください。

問合せ なんば市税事務所
市民税等グループ 軽自動車税担当
☎ 4397-2954

※平日:9時～17時30分(金曜:9時～19時)



歩みの会 (認知症当事者の会)

無料 要申込

参加者どうして活動内容を考えて花見や紅葉を楽しんだり、ポッチャなどの屋内ゲームをしたりしています。楽しく活動できる仲間を募集中ですので、お気軽にご参加ください。(同時刻に介護家族の会「なでしこ家族会」を開催していますので、ご家族様は家族会へ参加することも可能です)

日時 5月27日(火)
13時30分～15時(毎月第4火曜日開催)

場所 浪速区在宅サービスセンター
(浪速スポーツセンター1階)

対象 認知症の人やもの忘れが気になる人

問合せ 浪速区オレンジチーム(浪速区社会福祉協議会内)

☎ 6636-6071 ☎ 6636-6028

※月～土:9時～17時30分(日・祝・年末年始除く)

シニア男性サークル「なにわ100 男(だん)」の活動がはじまりました!

シニア男性の居場所サークル「なにわ100男(だん)」でみなさんのやりたいことを実現しませんか。

日時 毎月第3木曜日もしくは第4木曜日
10時～11時

場所 浪速区在宅サービスセンター
(浪速スポーツセンター1階)

対象 浪速区内在住、在勤の
おおむね60歳以上の男性

内容 料理、ニュースポーツ、
コーヒーの淹れ方講座など

申込 電話 費用 無料(※行事などは要実費)



問合せ 浪速区社会福祉協議会

☎ 6636-6027 ☎ 6636-6028

歌の会

無料 要申込

講師の演奏に合わせて、童謡や懐メロ、歌謡曲などを楽しく歌いましょう。脳トレ、歌体操も取り入れています。

日時 5月28日(水) 13時30分～15時

場所 浪速区老人福祉センター

対象 市内在住の60歳以上の方

定員 先着25名

持ち物 水分補給のための飲み物

講師 臨床心理士 山田富美子さん

申込 5月14日(水)～
来館(10時～)、電話(10時30分～)

問合せ 浪速区老人福祉センター

☎ 6643-0792 ☎ 6644-6934

令和7年度 市民税・府民税・ 森林環境税の特別徴収税額 決定通知書を送付します

令和7年度の市民税・府民税・森林環境税の給与所得などに係る特別徴収税額決定通知書を、令和7年5月中旬から事業主(会社など)を通じて、給与所得者(従業員など)の方に送付します。なお、3月18日(火)以降に所得税または市民税・府民税の申告をされた方は通知書に申告内容が反映されていない場合がありますが、この場合は7月以降に変更通知書を送付します。

給与所得者の市民税・府民税・森林環境税は、事業主(特別徴収義務者)が、毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き(特別徴収)のうえ、大阪市へ納めることが義務付けられています。

なお、新たに会社などにお勤めになられた方も、事業主を通じて届出することにより、年度途中でも特別徴収へ切り替えることができます。

問合せ なんば市税事務所 個人市民税担当
☎ 4397-2953

※平日:9時～17時30分(金曜:9時～19時)



令和7年度 課税(所得)証明書の 発行開始について

令和7年度(令和6年分所得)の課税(所得)証明書は6月2日(月)から発行できます。なお、会社などにお勤めで市民税・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は5月20日(火)から発行できます。

【ご注意】

- 会社などにお勤めで市民税・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方で、コンビニ交付サービスを利用される場合は、6月1日(日)からの発行となります。
- 会社などからの給与支払報告書の提出や所得税または市民税・府民税の申告がない場合などは発行できないことがあり、3月18日(火)以降に申告された場合は発行時期が遅れることがあります。

問合せ なんば市税事務所 管理担当

☎ 4397-2948

※平日:9時～17時30分(金曜:9時～19時)



カラスに注意

カラスは春先に高い木の枝などに巣を作り、5月から6月頃にヒナを育てます。子育ての時期は親カラスがヒナを守るために、巣に近づいた人に威嚇行動をとることがあります。カラスの巣やヒナを見つけたら、近づかないことが1番です。威嚇は「おどし飛行」だけで、突っつくことはまれですので、あわてずにその場から離れましょう。巣立ち直後のヒナは地面に落下してしまうことがあります。飛ぶ練習をしているだけで、けがをしているわけではありません。近くで親カラスが見守っているの、そのままにしてヒナには近づかないようにしましょう。



【カラスを増やさないために】

- ごみを出す時間を厳守し、生ごみを屋外に放置しないようにしましょう!
- ペットの残り餌、庭木の落果実は放置せず、速やかに片付けましょう!



問合せ 区 保健福祉課(保健)

☎ 6647-9973 ☎ 6644-1937